出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び指絶年月日
Actinotus helianthi Labill.	ミカスターリース カイ	内山隆之 福岡県久留米市田主丸町地徳2282 高尾保徳 福岡県久留米市田主丸町菅原1558 今村幹雄 福岡県久留米市田主丸町船越994―1 倉富洋一 福岡県久留米市田主丸町森部1141―2	第24089号 平成28年12月6日
Chrysanthemum x morifolium Ramat.	セイルアノ2	イノチオ精興園株式会社 広島県府中市鵜飼町531番地8	第28075号 平成28年9月2日
Chrysanthemum x morifolium Ramat.	ARMKR	株式会社ハクサン 愛知県日進市岩藤町三番割321―1	第29190号 平成28年9月2日
Glycine max (L.) Merr.	味自慢（あじじまん）	株式会社佐藤政行種苗 岩手県紫波郡矢巾町流通センター南1丁目8番6号	第29325号 平成28年11月4日
Primula L.	栄光の時（えいこうのとき）	吉川義明 三重県四日市市八王子町649番地	第25898号 平成28年11月28日
Verbena L.	VEAZ0015	Syngenta Crop Protection AG Schwarzwaldallee 215, 4058 Basel, Switzerland	第29224号 平成28年7月21日
Vitis L.	湘南（しょうなん）クイーン	関根銀蔵 神奈川県藤沢市辻堂元町6―2―2	第29986号 平成28年12月5日

○農林水産省告示第百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年一月二十四日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　岡山県新見市大佐大井野字道仙後一八二五の一二

二　指定の目的　水源の涵養（かんよう）

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年一月二十四日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道芦別市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かんよう）

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び芦別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年一月二十四日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　山梨県上野原市桐原字城山九三三三五の二から九三三三五の四まで、九三三五の四、九三三六の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年一月二十四日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　山梨県上野原市桐原字城山九三三三五の二、九三三五の三、九三三六の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年一月二十四日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　青森県西津軽郡深浦町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　用排水路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県庁及び深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年一月二十四日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道美唄市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かんよう）

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び美唄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年一月二十四日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山梨県大月市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かんよう）

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年一月二十四日

農林水産大臣　山本　有二